

# 介護予防及び特定施設入居者生活介護(介護保険\_1割負担の方)

別紙1 (1)

## ☆利用対象

※要支援及び要介護の方。

## ☆主要サービス

◇食事 ◇入浴 ◇排泄 ◇個別介護計画 ◇生活相談 ◇健康管理 ◇緊急時の対応 ◇生きがい活動

## ☆月額利用料

「サービスの提供に要する費用」は旧通知の「事務費」をいうものであり、「居住に要する費用」は旧通知の「管理費」をいうものです。

対象収入による階層区分 (円)		利用者負担額 a+b+c+d+e (円)							サービスの提供に要する費用(円)		c 生活費 (円)	d 居住に要する費用 (円)	e 特別運営費 (円)
		a 要支援1 6,832	a 要支援2 11,153	a 要介護1 19,092	a 要介護2 21,303	a 要介護3 23,647	a 要介護4 25,790	a 要介護5 28,101	減額分	b 本人負担額			
1	1,500,000以下	91,307	95,628	103,567	105,778	108,122	110,265	112,576	17,798	10,000	46,940	24,535	3,000
2	1,500,001～ 1,600,000以下	94,307	98,628	106,567	108,778	111,122	113,265	115,576	14,798	13,000			
3	1,600,001～ 1,700,000以下	97,307	101,628	109,567	111,778	114,122	116,265	118,576	11,798	16,000			
4	1,700,001～ 1,800,000以下	100,307	104,628	112,567	114,778	117,122	119,265	121,576	8,798	19,000			
5	1,800,001～ 1,900,000以下	103,307	107,628	115,567	117,778	120,122	122,265	124,576	5,798	22,000			
6	1,900,001～ 2,000,000以下	106,307	110,628	118,567	120,778	123,122	125,265	127,576	2,798	25,000			
7	2,000,001以上	109,105	113,426	121,365	123,576	125,920	128,063	130,374	0	27,798			

- (注) 1. 対象収入とは、前年(1月分～6月分利用料は前々年)の総収入額から法定必要経費を差し引いた額をもとに判定いたします。
2. 夫婦で入居する場合、対象収入は[(2人の収入合計－必要経費合計)÷2]の計算した金額になります。  
なお150万円以下となる場合、サービスの提供に要する費用本人負担額は表の額から30%を減額した1人7,000円となります。
3. a の介護度による利用者負担額は、1ヶ月を30日にて算出しています。  
a 介護保険の負担割合(1割・2割・3割)は、介護保険負担割合証をご確認ください。  
a の金額には計算時の端数処理上、若干の誤差があります。あくまで参考としてご覧ください。  
a の金額には1単位=10.14円(金沢市:地域区分7級地)を適用しています。  
a の金額にはサービス提供体制強化加算として、1日につき22単位、1ヵ月(30日)で約660円が含まれています。  
a の金額には介護職員処遇改善加算8.2%が含まれています。 a の金額には介護職員等特定処遇改善加算1.8%が含まれています。  
a の金額には新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、基本報酬に0.1%上乘せしています。  
要介護1から5まで a の金額には夜間看護体制加算として、1日につき10単位、1ヵ月(30日)で約300円が含まれています。
4. 上記料金表と別に、退院・退所時連携加算【要介護1～5の方で医療提供施設から特定施設入居者生活介護へ入居した場合、または特定施設入居者生活介護から30日以上  
の医療提供施設への入院があった場合、入居(または医療提供施設退院後)から30日間、30単位/日=約300円/日】が介護サービスにかかった費用に加算されます。
5. 上記料金表と別に電話料、電気料、水道料等(基本料+使用料)が加算されます。
6. 11月から翌年3月の5ヵ月間は生活費冬期加算(暖房費)として、4,220円が加算されます。
7. 居住に要する費用は下記3種類の支払方式があります。(上記料金表は月払い方式で表示しております)  
①月払い方式 毎月24,535円払い。 ②一括払い方式 433万円(20年分)先払い。 ③併用払い方式 216万5千円先払い + 残額を月払い(月12,268円)。
8. 入居時に敷金として、1人用居室ならば30万円、2人用居室ならば40万円をお預かりします。
9. 介護給付費体系の変更やその他理由により、当該サービス利用料金が変更になる場合があります。

令和3年4月1日現在

# 介護予防及び特定施設入居者生活介護(介護保険\_2割負担の方)

別紙1 (2)

## ☆利用対象

※要支援及び要介護の方。

## ☆主要サービス

◇食事 ◇入浴 ◇排泄 ◇個別介護計画 ◇生活相談 ◇健康管理 ◇緊急時の対応 ◇生きがい活動

## ☆月額利用料

「サービスの提供に要する費用」は旧通知の「事務費」をいうものであり、「居住に要する費用」は旧通知の「管理費」をいうものです。

対象収入による階層区分 (円)		利用者負担額 a+b+c+d+e (円)							サービスの提供に要する費用(円)		c 生活費 (円)	d 居住に要する費用 (円)	e 特別運営費 (円)
		a 要支援1 13,663	a 要支援2 22,306	a 要介護1 38,183	a 要介護2 42,605	a 要介護3 47,293	a 要介護4 51,580	a 要介護5 56,202	減額分	b 本人負担額			
1	1,500,000以下	98,138	106,781	122,658	127,080	131,768	136,055	140,677	17,798	10,000	46,940	24,535	3,000
2	1,500,001～ 1,600,000以下	101,138	109,781	125,658	130,080	134,768	139,055	143,677	14,798	13,000			
3	1,600,001～ 1,700,000以下	104,138	112,781	128,658	133,080	137,768	142,055	146,677	11,798	16,000			
4	1,700,001～ 1,800,000以下	107,138	115,781	131,658	136,080	140,768	145,055	149,677	8,798	19,000			
5	1,800,001～ 1,900,000以下	110,138	118,781	134,658	139,080	143,768	148,055	152,677	5,798	22,000			
6	1,900,001～ 2,000,000以下	113,138	121,781	137,658	142,080	146,768	151,055	155,677	2,798	25,000			
7	2,000,001以上	115,936	124,579	140,456	144,878	149,566	153,853	158,475	0	27,798			

- (注) 1. 対象収入とは、前年(1月分～6月分利用料は前々年)の総収入額から法定必要経費を差し引いた額をもとに判定いたします。
2. 夫婦で入居する場合、対象収入は[(2人の収入合計－必要経費合計)÷2]の計算した金額になります。  
なお150万円以下となる場合、サービスの提供に要する費用本人負担額は表の額から30%を減額した1人7,000円となります。
3. a の介護度による利用者負担額は、1ヶ月を30日にて算出しています。  
a 介護保険の負担割合(1割・2割・3割)は、介護保険負担割合証をご確認ください。  
a の金額には計算時の端数処理上、若干の誤差があります。あくまで参考としてご覧下さい。  
a の金額には1単位=10.14円(金沢市:地域区分7級地)を適用しています。  
a の金額にはサービス提供体制強化加算として、1日につき22単位、1ヵ月(30日)で約660円が含まれています。  
a の金額には介護職員処遇改善加算8.2%が含まれています。 a の金額には介護職員等特定処遇改善加算1.8%が含まれています。  
a の金額には新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、基本報酬に0.1%上乘せしています。  
要介護1から5まで a の金額には夜間看護体制加算として、1日につき10単位、1ヵ月(30日)で約300円が含まれています。
4. 上記料金表と別に、退院・退所時連携加算【要介護1～5の方で医療提供施設から特定施設入居者生活介護へ入居した場合、または特定施設入居者生活介護から30日以上  
の医療提供施設への入院があった場合、入居(または医療提供施設退院後)から30日間、30単位/日=約300円/日】が介護サービスにかかった費用に加算されます。
5. 上記料金表と別に電話料、電気料、水道料等(基本料+使用料)が加算されます。
6. 11月から翌年3月の5ヵ月間は生活費冬期加算(暖房費)として、4,220円が加算されます。
7. 居住に要する費用は下記3種類の支払方式があります。(上記料金表は月払い方式で表示しております)  
①月払い方式 毎月24,535円払い。 ②一括払い方式 433万円(20年分)先払い。 ③併用払い方式 216万5千円先払い + 残額を月払い(月12,268円)。
8. 入居時に敷金として、1人用居室ならば30万円、2人用居室ならば40万円をお預かりします。
9. 介護給付費体系の変更やその他理由により、当該サービス利用料金が変更になる場合があります。

令和3年4月1日現在

# 介護予防及び特定施設入居者生活介護(介護保険\_3割負担の方)

別紙1 (3)

## ☆利用対象

※要支援及び要介護の方。

## ☆主要サービス

◇食事 ◇入浴 ◇排泄 ◇個別介護計画 ◇生活相談 ◇健康管理 ◇緊急時の対応 ◇生きがい活動

## ☆月額利用料

「サービスの提供に要する費用」は旧通知の「事務費」をいうものであり、「居住に要する費用」は旧通知の「管理費」をいうものです。

対象収入による階層区分 (円)		利用者負担額 a+b+c+d+e (円)							サービスの提供に要する費用(円)		c 生活費 (円)	d 居住に要する費用 (円)	e 特別運営費 (円)
		a 要支援1 20,494	a 要支援2 33,459	a 要介護1 57,275	a 要介護2 63,907	a 要介護3 70,940	a 要介護4 77,370	a 要介護5 84,303	減額分	b 本人負担額			
1	1,500,000以下	104,969	117,934	141,750	148,382	155,415	161,845	168,778	17,798	10,000	46,940	24,535	3,000
2	1,500,001～ 1,600,000以下	107,969	120,934	144,750	151,382	158,415	164,845	171,778	14,798	13,000			
3	1,600,001～ 1,700,000以下	110,969	123,934	147,750	154,382	161,415	167,845	174,778	11,798	16,000			
4	1,700,001～ 1,800,000以下	113,969	126,934	150,750	157,382	164,415	170,845	177,778	8,798	19,000			
5	1,800,001～ 1,900,000以下	116,969	129,934	153,750	160,382	167,415	173,845	180,778	5,798	22,000			
6	1,900,001～ 2,000,000以下	119,969	132,934	156,750	163,382	170,415	176,845	183,778	2,798	25,000			
7	2,000,001以上	122,767	135,732	159,548	166,180	173,213	179,643	186,576	0	27,798			

- (注) 1. 対象収入とは、前年(1月分～6月分利用料は前々年)の総収入額から法定必要経費を差し引いた額をもとに判定いたします。
2. 夫婦で入居する場合、対象収入は[(2人の収入合計－必要経費合計)÷2]の計算した金額になります。  
なお150万円以下となる場合、サービスの提供に要する費用本人負担額は表の額から30%を減額した1人7,000円となります。
3. a の介護度による利用者負担額は、1ヶ月を30日にて算出しています。  
a 介護保険の負担割合(1割・2割・3割)は、介護保険負担割合証をご確認ください。  
a の金額には計算時の端数処理上、若干の誤差があります。あくまで参考としてご覧下さい。  
a の金額には1単位=10.14円(金沢市:地域区分7級地)を適用しています。  
a の金額にはサービス提供体制強化加算として、1日につき22単位、1ヵ月(30日)で約660円が含まれています。  
a の金額には介護職員処遇改善加算8.2%が含まれています。 a の金額には介護職員等特定処遇改善加算1.8%が含まれています。  
a の金額には新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、基本報酬に0.1%上乘せしています。  
要介護1から5まで a の金額には夜間看護体制加算として、1日につき10単位、1ヵ月(30日)で約300円が含まれています。
4. 上記料金表と別に、退院・退所時連携加算【要介護1～5の方で医療提供施設から特定施設入居者生活介護へ入居した場合、または特定施設入居者生活介護から30日以上  
の医療提供施設への入院があった場合、入居(または医療提供施設退院後)から30日間、30単位/日=約300円/日】が介護サービスにかかった費用に加算されます。
5. 上記料金表と別に電話料、電気料、水道料等(基本料+使用料)が加算されます。
6. 11月から翌年3月の5ヵ月間は生活費冬期加算(暖房費)として、4,220円が加算されます。
7. 居住に要する費用は下記3種類の支払方式があります。(上記料金表は月払い方式で表示しております)  
①月払い方式 毎月24,535円払い。 ②一括払い方式 433万円(20年分)先払い。 ③併用払い方式 216万5千円先払い + 残額を月払い(月12,268円)。
8. 入居時に敷金として、1人用居室ならば30万円、2人用居室ならば40万円をお預かりします。
9. 介護給付費体系の変更やその他理由により、当該サービス利用料金が変更になる場合があります。

令和3年4月1日現在